

第12回新市の事務所の位置及び新市建設計画策定小委員会会議結果報告書

開催日時	平成16年 2月14日(土) 9:30~11:51					
開催場所	古川合同庁舎 大会議室					
委員の出欠	委員長 (田尻町長)	堀江 敏正		委員 (岩出山町議会議員)	佐藤 智	
出席者 欠席者×	副委員長 (古川市議会議長)	佐藤 清隆		委員 (鳴子町議会議員)	大場 常男	
	副委員長 (鳴子町住民代表)	吉田 惇一		委員 (田尻町議会議員)	嶋田 穎夫	
	委員 (古川市助役)	橋本 正敏		委員 (古川市住民代表)	門脇 基	
	委員 (松山町長)	狩野 猛夫		委員 (古川市住民代表)	高橋 義宣	
	委員 (三本木町長)	佐藤 武一郎		委員 (松山町住民代表)	小原 文夫	
	委員 (鹿島台町長)	鹿野 文永		委員 (松山町住民代表)	丸 一男	
	委員 (岩出山町長)	佐藤 仁一		委員 (三本木町住民代表)	伊東 茂	
	委員 (鳴子町長)	高橋 勇次郎		委員 (三本木町住民代表)	工藤 俊一	
	委員 (松山町議会議長)	氷室 勝好		委員 (鹿島台町住民代表)	武藤 利孝	
	委員 (三本木町議会議長)	佐々木 吉一		委員 (鹿島台町住民代表)	阿部 雅良	
	委員 (鹿島台町議会議長)	門間 忠		委員 (岩出山町住民代表)	佐藤 技	
	委員 (岩出山町議会議長)	遠藤 悟		委員 (岩出山町住民代表)	鹿野 孝	
	委員 (鳴子町議会議長)	中鉢 昇		委員 (鳴子町住民代表)	八畷 利恵	
	委員 (田尻町議会議長)	三神 祐司		委員 (田尻町住民代表)	及川 睦男	
	委員 (古川市議会議員)	佐藤 勝		委員 (田尻町住民代表)	白旗 成典	
	委員 (松山町議会議員)	小笠原 康次		委員 (宮城県市町村課)	菅原 久吉	
	委員 (三本木町議会議員)	三浦 幸治		委員 (古川地方県事務所)	千葉 修生	
	委員 (鹿島台町議会議員)	畑中 理一郎		出席者 37 名・欠席者 0 名		
事務局	協議会 会長 佐々木謙次, 事務局長 佐藤吉昭					
	事務局次長 千葉義明, 事務局次長 岡本 透					
	広報広聴班: 班長 小田中隆行 財政班: 班長 金森正彦, 班員 遠藤 愛					
	計画班: 班長 千葉博昭, 主任 赤間幸人, 班員 高橋 健					
その他	パシフィックコンサルタンツ(株): 安本賢司, 吉田洋子					
傍聴者	一般 13 名 ・ 報道関係 1 名( 1 社)					
委員長の署名						

## 会議次第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 協議事項
  - (1) 小委員会設置要綱の改正について
  - (2) 新市建設計画（地域自治組織）について
  - (3) 地域審議会について
  - (4) 新市建設計画（財政計画の見通し）について
  - (5) その他次回の開催日程について  
第13回小委員会  
日 時 平成16年 3月 6日(土) 午後1時30分～  
開催場所 古川合同庁舎 大会議室
4. その他
5. 閉会あいさつ
6. 閉 会

## 議事の概要

1. 開会…事務局 計画班 赤間主任（司会進行）
2. あいさつ…堀江委員長
3. 協議事項
  - (1) 小委員会設置要綱の改正について  
堀江委員長…事務局に説明を要請。  
事務局 佐藤局長…資料に基づき説明。本小委員会への付託事項については、平成15年7月7日に開催された第1回協議会において、協議第6号「新市の事務所の位置について」及び、協議第13号「新市建設計画について」の2件の協定項目について付託され、平成15年7月22日開催の第1回小委員会において「新市の事務所の位置及び新市建設計画策定小委員会設置要綱」を協議頂き定めているところである。その後、平成15年9月12日に開催された第4回協議会において、協議第18号「地域審議会の設置について」の協定項目が追加で付託されているが、本来であれば第4回協議会終了直後の平成15年9月20日に開催した第4回小委員会において「地域審議会の設置について」を小委員会設置要綱に追加し、さらに、検討期間においても「検討内容の状況に応じ、期間の延長を行うことができるものとする。」を加えて改正し、小委員会へ諮るべきところであった。本来あってはならない事務方のミスであり、お詫びするとともに、本案件について承認頂くようお願いした。  
堀江委員長…小委員会設置要綱の改正について委員へ諮る。  
委員…異議なし。  
堀江委員長…協議事項(1)小委員会設置要綱の改正については、原案のとおり改正することとする。
  - (2) 新市建設計画（地域自治組織）について  
堀江委員長…地域自治組織のあり方について、各市町において意見調整がなされているようなので、これまで培ってきた取り組みも含めた意見を、市町ごとに発表することで進めてよいか諮る。  
委員…異議なし。  
堀江委員長…古川市から発表を要請。  
佐藤副委員長（古川市）…古川市議会合併特別委員会の委員に相談したところ、法による地域審議会や、今後制度化する地域自治組織は、いずれも必要ないのではないかという意見が大多

数であった。理由は、合併後の自治体の一体性を確保することが重要であり、地域審議会は地域エゴが現れやすいと懸念されるためである。しかし、合併するとエリアが広がるので、住民自治のための仕組みづくりは必要であり、制度化は別として、各地域の住民自治組織の充実・強化を図る必要はある。住民が求める自治組織は、法律を定める事によって住民自治が存在するのではなく、各地域でこれまで培ってきたものを守り育てながら、地域の特色を失うことなく、より充実させ、地域住民の意向を反映させたいということであり、区域については、濃密な自治活動ができる小学校区単位が適正であると住民も望んでいる。また、地域審議会の機能・役割は必要と考えるが、法律による地域審議会は、住民自治の観点で欠落していること、機能が限定されていること、区域についても旧市町村単位という決まりがあることなどや、旧市町村単位の支所は総合支所であり、議員数においても、周辺地域への配慮がなされていることから、合併特例法に基づく地域審議会は設置せず、その役割は地域自治組織に持たせてはどうかと考える。自立した地方政府という観点からは、市町村の憲法といわれる住民自治基本条例を、住民参加の基に制定し、地域の歴史や特性を活かせる大崎独自の自治組織の設置を目指すべきと発表した。

水室委員（松山町）・・・地域審議会、地域自治組織については、十分な検証をしながら慎重に判断すべきとの意見から、志田3町議員大会で講演会を開催するなどの研修を重ねており、今後それらを基に意見の集約をしたいと考えている。本日は結論を申し上げないことをご了解頂きたいと発言した。

三浦委員（三本木町）・・・町四役と協議会の住民代表で懇談会を行い、具体的な意見を集約した。地域自治組織は、1市6町の歴史や文化を取り入れながら、現在ある各行政区単位の上位に設置し、緩やかな自治組織を構築すべきではないかという意見であった。法律に縛られることのない大崎独自の自治組織であるべきと発表した。

佐藤（武）委員（三本木町）・・・審議会、自治組織のあり方について、本来なら話を基礎から積み上げる必要があったが、急に話が難しくなり過ぎたので委員にも戸惑いがあるように感じる。1市6町は、それぞれの地域で環境も考え方も違うため、それを出し合い、大崎に相応しいものを考える雰囲気欠如していたのではないかと思う。三本木の意見としては、緩やかに、そして今までの町内会や連合会を組織化したようなもので、地域事業等に取り組む形が良いのではないかと発表した。

鹿野（文）委員（鹿島台町）・・・基本的には地方自治法の下で地方政治が行なわれるものである。そういった意味では今大事な転換期であり、法律に縛られずにやっていけるようなことを法律で制定することが願いだである。よって大崎流とは言え、法の範囲で進めていく事をわきまえていきたいと考える。地域審議会は、現行の合併特例法によると、諮問に応ずるなどの付属機関の役割を担っているが、その設置に関しては、地域の実情に応じて設置する、あるいは設置しないを判断できるものであり、合併関係市町すべての区域に置かなければならないものでもない。また、合併直後からの一定期間だけを限定して設置できる特例的な制度であり、その機能は諮問機関としての位置づけだけで、住民参加のあり方も審議会委員として参加できるのみである。かたや地域自治組織については、地方自治本来のあり方として、地方公共団体・地方分権には「団体自治」と「住民自治」の二つの要素があり、この地域自治組織は「住民自治」の理念を具現化するものである。昨年11月の第27次地方制度調査会答申や、現在の法案づくりの流れによると、地域自治組織の協議機関である地域協議会は、これまでの既存自治的組織を利活用しながら、地域協議会を構成することができ、その構成員は区域住民全員参加であり、地域を基礎とした多様な意見が反映できる仕組みである。また、その協議会機能は地域審議会と同等の諮問機能を併せ持つものであり、そのうちの一般制度としての行政区タイプ（仮称「地域自治区」）は、区域における一定の行政事務を分掌する役割を担っている組織であり、区域も一定区域を任意に設置できる制度である。これらを念頭に鹿島台の本小委員会委員5名で検討した結論は、住民意向を反映させ、住民自治の強化を図り、行政と住民との協働の推進を求め組織としては、行政区・PTAなど従来の既存組織を活かし、住民総参加を図る観点から、

『地域審議会を設置せず，地域自治組織タイプを設置すべきもの』と考える。新法である合併推進法に地域審議会が盛込まれるかを見極めてからの判断でも遅くはないとも考えるが，基本的には必要ではないとの考え方に変わりはない。

次に，地域自治組織について，現段階では仮定の話であるが，地方自治法改正案に地域自治制度（仮称）が導入され，住民自治の強化等の観点から市町村の一定区域を単位に，仮称「地域自治区」を任意に設置する事ができるとされれば，本町としては，法で謳う一定区域は合併前の旧市町村が最も適正であり，旧鹿島台町全域が「鹿島台区」として基本単位に位置付けられるべきものとする。地域自治組織のタイプについては，一般制度としての仮称「地域自治区」と，法人格を持った仮称「合併特例区」のいずれかを選択する事になるが，合併特例法改正案や新法である（仮称）合併推進法案では，仮称「合併特例区」の設置は，合併に際して一定期間5年程度に限るとされるので，この事に鑑みれば，恒常的なまちづくり機構の必要性からして，当然に一般制度の仮称「地域自治区」タイプを選択すべきであると考えている。一般制度である，仮称「地域自治区」タイプの構成と課題であるが，現時点での地域自治組織に関する法整備の流れは，仮称「地域自治区」タイプ，法人格を持った仮称「合併特例区」タイプのいずれもが，地域協議会または合併特例区協議会と長をもって構成され，その協議会構成員と長は，その基礎自治体の市長から選任されることになる。協議会委員には，これまでの自治的組織を利活用することに鑑みて，例えば行政区・PTA・婦人会・商工会等，地域の多様な団体・組織からの推薦や公募に基づき選任される事となると想定されるが，地域自治組織の長には直接「事務吏員」を充てるとの法案については，住民自治理念に馴染まないものであり，旧市町単位で一つの自治区を設置する場合の長については，特別職が望ましいと考える。2月10日の松山町における「志田3町議員大会合併研修会」においての足達市町村課長講話によると，奇しくも『仮称「地域自治区」の支所長は一般職公務員が原則とする中で，合併に伴って設置する場合に限り，特別職として選任を認めるか検討中である。』との事だった。まさに時宜を得て一歩前進とは思いますが，これが成立しても，やはり特例的暫定措置の流れであるので，具体的には，あくまで法案にある「事務吏員」を「常勤の特別職」に変えるべきであると強く強調する次第である。

鹿島台流をどう構築すべきかとなると，全区域を網羅する一つの「まちづくり協議会」を設置したいと考える。どのようなまちづくりを目指すのかという事においては，例えば協議会の名において「南の玄関にぎわいのまちづくり協議会」といったサブタイトルも考えるところである。また協議会には，これまでの既存の自治的組織と，新たに求められる組織が参加する。既存の組織には，行政区・PTA・婦人会・長寿会・商工会・消防団などが考えられるが，新たな組織として水害対策組織・各種NPOなど，実態としてのイメージはまだ確定してないが，そのようなものも加わってくるかと思う。協議会には，各団体・組織の特性を行政の守備範囲・種別ごとに体系化した専門部会を構成する。現在鹿島台が持っている「瑞／華／翠21プランいきいき安心かしまだい」をベースに仮称してみると，防災・安全領域は瑞の分野，賑わい触れ合い領域は「互市」なども含め華の分野，いきいき安心領域は翠の分野と考える。これは基礎自治体の全ての分野に踏み込むという事ではなく，一部の見合ったものを，ボランティアやNPOを巻き込みながら体制を構築するという意識である。自由に緩やかにという考え方は概ね同じであるが，法制度の下で検討を進めるという事では，踏み込んだところがあると発表した。

佐藤（仁）委員（岩出山町）…資料を配布し，説明させて頂きたいと要請。

堀江委員長…委員へ諮る。

委員…異議なし。

佐藤（仁）委員（岩出山町）…これまで熟慮された原案を基に，町内の各種団体行政区長代表や振興会会長代表で構成する合併懇話会と，議会特別委員会の検討を経て，最終的には合併協議会岩出山代表の委員により調整している。

タイトルを「新市の一体的なまちづくりと地域個性づくりの共働」とし，一体的な新市づくり

と地域個性づくりを共働化していく住民組織を構築していこうという事で、4本の柱を立てた。1つは、住民の不安と期待に、行政側からアプローチするものと、住民側からアプローチするものを一体化させる事で、新市づくりに全市民が等距離で参加できる体制を求めていくこと。2つ目は、一体的な新市づくりと地域個性の共働化を目指していくこと。3つ目は、新市としてのデモクラシーの幕開け的な視点を持つという事で、住民主体的な発想を出していくこと。4つ目は、新市の規模・人口・地理的条件を踏まえた形にすることである。また、まちづくり条例・まちづくり宣言は新自治体憲章的な形の中で、新市の住民自治の方向性をしっかり謳うべきであると提案したい。1つ目の矢印、地域自治組織の長・岩出山まちづくり協議会から、新市のまちづくり連絡協議会が立ち上げられると考えることから、そこに参加するのは地域自治組織の代表者という考え方である。また2つ目の矢印、岩出山の総合支所と各地域の協議会の関係である。基本的には、地域自治組織で新自治体憲章の視点で設置するべきと考えている。またそれは、まちづくり協議会という事で、旧市町単位で設置し、地域審議会の機能も兼ねる事ができる方がよい。このような観点から想定される機能は、市長の諮問に応じて審議すること。新市に必要なと認める事項等について意見・提言をすること。地域総合計画を審議すること。地域総合計画は全ての分野という事で、それぞれの地域の総合計画、住民の活動計画と捉えてご理解頂きたい。そして、住民協働活動の実践、地域組織の自主自立の育成・支援。新市の一体的事業計画の推進。が考えられる。また、その長には住民代表が望ましいし、事務吏員はここを支える。本庁及び岩出山総合支所が行政的組織の面で支えることも考えられることから連携・支援としている。地域自治組織としては、本庁から諮問・答申・意見が行われ、全体的なバランスのある形の中で求められるべきというのが基本的な考えである。広域が大きくなる中で、全市民が等距離で参加できる体制となると、小学校区単位の地域づくり協議会等を設置し、住民と行政のパートナーシップを持ち、住民主体の中で活動をするような、住民主体の新市づくりの形を取りたいというのが岩出山町の考えである。その中で、専門的住民自治組織としてNPO・TMO・PPPという活動を提示しているが、市町村の合併と併せて、経済団体や諸制度の変化がこの機関に見られるであろうという観点から、もう一つ専門的な住民組織を長期的な視点で育成し、これらと協働していく地域自治組織でなければ、新自治体憲章の謳う住民主体のまちづくりにならないだろうと考えていると発表した。

大場委員（鳴子町）・・・議会の特別委員会や研修会等で議論を重ねてきたまとめとしては、新市建設計画について、新市長の諮問に応じて答申するという地域審議会の機能は、新市において必要不可欠であるが、最長でも特例法という事で10年間という期間制限があり、また、新市建設計画に対する答申のみという限定された機能では、地方自治の本旨からも不十分である。地域の住民自治は未来へも続くものであり、期間や機能を限定されるものではないという観点から、新市建設計画の基本方針に謳った「市民が主役協働のまちづくり」達成の見地からも、地域審議会の機能を有しながら、尚且つ、住民自治の機能を拡大した地域自治組織の設置が望ましいという考えが多数である。ただし、地域自治組織は、首長や議会の権限にまで踏み込む事がない機能とし、また、地域自治組織の考えと議会の考えが別方向とならないよう配慮する必要がある。地域自治組織のタイプは法人格を有しない一般タイプとし、地域自治組織内の基礎組織となる仮称地域づくり協議会は、小学校区単位で設置すべきである。また地域自治組織の長を事務吏員にするという事は、首長の諮問に事務吏員が答申する事になるという点からも、不自然になるので、地域自治組織の長は住民代表であることが望ましいと考える。以上が鳴子町の見解であると発表した。

三神委員（田尻町）・・・本日の議題は、建設計画（地域自治組織）と地域審議会に区分されており、付託事項の誤解を招かない進め方に賛同している。田尻町では、昨年11月に総務省の講話を頂き、特別委員会で議論を重ねてきたが、これまでの地域活動を損ねないような形の進め方が新市でできるのかという懸念からスタートした。例えば、老人クラブの活動、マタニティサロン、親子一緒に講習会、文化活動・市民活動等、これらの活動や住民自治を損ねることなく、地域活動を十分に尊重した形でできないのだろうかという事である。また、それが官民一体と

なった協働のまちづくりを進め、更には自主運営ができる形にもなるという意見であった。最終的には、団体自治とは完全に切り離れた形にしなければならないが、団体自治は予算を効果的・効率的に透明度の高い形で進める事であり、一方の住民自治はそれなりの時間が掛かって、地域活動が十分に行える体制を取ることが地方分権の姿であると考え。地方分権社会といっても、本庁に全ての権限を集中させて、住民の意見が通らない中央政府のような形ではなく、地域自治組織の中に地域審議会の機能を持たせるなど、市民が地方政府を十分にコントロールできるような形であるべきと発表した。

堀江委員長…各市町の検討結果を発表頂いた。ここで10分間休憩とする。

#### 《10分間休憩》

堀江委員長…再開する。これまでの発言以外に、特に意見や質問があれば発言頂きたいと委員に要請。

高橋(義)委員…現在ある自治組織をどのように活かしていくか、そしてその役割機能をどのように活性化するのか、地域の住民意向をどのように反映させるかが大きな課題と考える。地域自治組織の機能に、地域審議会の機能を持ち合わせてはどうかという話もあるが、地域自治組織の実現に向けて、新市の行政の取り組む姿勢や方向性のある程度明確にしておかなければならないのではないかと思う。新市の施策の決定・過程において、行政と市民の協働が主体的になるかと思うが、地域コミュニティの運営・事業活動の将来ビジョンをどう創るか、市民参加をどう求めていくべきかについて具体的に進めていってはどうかとの意見。

堀江委員長…只今の意見は、自治組織は必要であるが、合併時点までどう位置付けするのかという事であった。この事については、後ほど申し上げたいと思っていたが、地域自治組織のあり方については、本小委員会で議論した上で新市建設計画に記載する事になっているが、具体的にどのような形のものを、どのような組織にして、どのような位置付けとするかという事まで、現段階で結論づけるところまで至らないため、今後合併時までには、具体的な協議ができるような形の文言に整理し、今後予定されている法律が明確になった時点で、更に協議が継続できるような文言にとりまとめをしていきたいと回答。

佐藤(勝)委員…鹿島台町長に質問するが、鹿島台町では、まちづくり組織が1つで、その任にあたるのが特別職という考えのようであるが、私たちの特別委員会では、まちづくり協議会の長と、総合支所長の考え方が論点となった。つまり、総合支所長は事務職員で良く、まちづくり協議会というのは、あくまで住民自治という観点から住民代表で良いのではないかという観点から、地域自治組織はいらないという結論に至った。鹿島台町の意見を伺うと、誤解を招いているような雰囲気もあり、もう一度分かり易く説明頂きたいと要請。

鹿野(文)委員…佐藤副委員長の発表によると、地域審議会も地域自治組織もいらないのではないかという内容であり、また地域審議会については、ほとんど完全に否定的である。あえて地域自治組織について、もう一度それに考察を加えていくと、第一に地域自治組織は、本来法律あってのものではなく、法律以前にそれぞれの地域のコミュニティ・自治組織が存在するはずであり、住民自治は法律以前の問題なのだから、その原点に立ち返るべきであろう。よって、法律に捉われると本来のものが発揮できないことから、地域自治組織に否定的な意見もあったが、あえて議論するならば、1市というのは、現在の古川市全体を区域とするような自治組織は必要がないとしても、小学校区等の学区単位で構築することについては配慮の余地があるのではないか。そのようなものについて工夫すれば、良いものができるようになってきて、これまでの一般行政のコミュニティといわれるもの、鹿島台の場合であれば行政区というものを充実していく必要がある。私はそのように理解している。鹿島台は1つの地域自治組織を設置し、行政区や地域自治組織の長も特別職が望ましいと思う。また、法律もそのような余地を残すべきであろうと考える。その辺が論点という事で理解している。法の流れからすると、合併した市町村が、旧市町村単位でつくったところの地域自治組織の長は、特別職が良いのではないかというのが、今の法の流れである。それを法制局と検討し、なんとかそのようにしたいというのは、総務省の考えである。それに対し一般論としては、そんな事まで決めずに、住民自治の

為に地域自治組織をつくる。その後どのようにするかは、市町村に任せる。というように決めるべきではないのかという事は、私たちの主張であり、今日の議論の中でも聞こえている。よって、特別職であろうが事務職であろうが、そのような事は国が決める話ではないだろうという議論であり、その点では私も同様ではあるが、現実はそのような流れにはない。必ずどのような形でも、地方自治法の改正案があるので、法案が通ればその下でしかできない訳である。その下でしかできないという表現も二つあり、地域自治組織をつくったとなれば、法案に基づくところの地域自治組織をつくるか、それをつくらないで従来の行政区の延長線でいくのか、二つの選択肢しかなくなってくるという意味である。そのような意味では、小学校区単位の古川方式も、私はそれで良いと思うし、全市的な地域自治組織はつくらないならつくらないで、それも選択の一つではないだろうかと思う。ただし、ここからが議論の分かれるところになるが、大崎1市の中で、旧鹿島台は仮に法案が通って、旧町単位で特別職の長がいる地域自治組織を設置する形とし、一方の古川方式の小学校区となると、旧市町単位ではないので、長は置けるが長の扱いは、一般事務吏員になるのか何になるのかというところである。また、それぞれの組織の事務局に事務吏員があたり、行政の仕事を担当形のもの、従来のコミュニティからもっと安定したものがでてくるという範囲のもので、1つの市の中に矛盾したものができて良いのかという事については、大崎流として整理が必要である。これらの2つの矛盾は有り得ないので、ここで議論すべきだろうと思っている。最大の議論の論点ではないかと思っていると回答。

佐藤(勝)委員・・・大体は理解した。私共の特別委員会で地域自治組織はいらないのではないかという方向になったのは、各市町単位に設置する自治組織の長は、特別職とすべきという事が先行し過ぎたためである。住民代表と特別職という意味からすれば理解できるが、特別職にしたいとなると、首長の生き残りではないかという意見が出てきており、そのような自治組織はいらないのではないかという事になった。法の流れは説明頂き理解した。大崎として一体的なまちづくりをし、一体的な自治組織をつくるべきだという思いの中から、まだ決定的でないものの、法の流れに従わなければならないと考える。しかし自治組織の議論の中で、そこまではまだ早いような感じがする。その辺のところについては、地域それぞれの思いもあるため、地域審議会と地域自治組織の分け方をきちんとして、法の流れと法の施行の仕組みを見極めながら、法に縛られない最良の組織を構築すべきという思いであるとの意見。

佐藤副委員長・・・地域自治組織については、建設計画第5章の「市民が主役協働のまちづくり」の「個性を磨く地域自治組織の創造」を記載するため、皆さんに議論頂いた。この事については、どのまちの方々も、それぞれの特色を持ってこれまで築き上げてきたという事で、これは更に充実・強化するべきであるという事に意見は共通していると思うので、その辺で今日の新市建設計画の部分をもとめ、新たな地域自治組織という事については、別途議論する場を設けなくてはならないのではと思う。この小委員会に付託されている部分は、新市建設計画の未記載の部分と地域審議会という事で整理し、深く入った議論はこの場ではしない方が良いのではないかとの意見。

堀江委員長・・・佐藤委員から発言があったように、市議会の特別委員会で、人有りきでこの組織云々という話がもしされているならば、そのような形で話が進むと議論が益々複雑化する。この自治組織の検討は、どのような形のものを位置付けるか、どのような組織にするかという形についての議論から始めるべきであり、このような役目にはどのような人が就けば良いのかという事は、後からついてくる事であると思う。形が固まる前に長の議論をすることで、様々な憶測がでることから、協議の過程も複雑になる。佐藤副委員長から発言があったように、今協議を頂いている地域自治組織については、建設計画の未記載部分をどのような文言にするかという事であり、更には(3)地域審議会の設置をどうするかという事に大きく関わりがあるという事で、これまで協議をして頂いた。そこで、その他特にご意見がなければ、地域自治組織のあり方については、皆さんからの意見を踏まえ、取りまとめという形にしたいと委員に諮る。門脇委員・・・3月末で全ての協定項目の協議を完了するという流れであるが、新市建設計画もそ



の時点で協議会にかけて承認されれば、それらを基に合併調印という事になるが、住民が主体という一番大切な部分の協議を途中で止め、古川であればそれを住民に示すという話をしている。自分たちが参画できる新しいまちづくりについての議論が途中の段階で、私は古川の市民に対して説明ができないと思う。本当の住民参加という部分を、建設計画の中にきちんと謳って住民へ示すことにより、このような新しいまちづくりを新市が考えているという事が通じるのではないかと思う。期日ありきで進めることで、そのような形になってしまうのではないか。この件に関してはこの場で結論という事にはならないと思うが、我々が一番考えなければならぬ住民主体という部分をきちんと謳った中で、目標である新市に向かっていくという事であれば、新市計画は大変活きるのではないかとこの意見。

堀江委員長…この自治組織については、法律を全く無視した形にならない面もあるので、そのような事も視野に入れながら、一番大切な住民自治の面を合併までの間にどう備えていくかという事も、今後更に協議ができる様な形の文言に整理をしたいと思う。そうしないと、例えば3月末までに協議を進め、結論を出すことになると、3月末で協議が打ち切りになってしまい、法律が出た後に、それに基づいた協議をどこでするのかという事になるので、協議が継続できるような細部の検討を重ね、合併のスタートに備える文言を次までに整理したいと回答。

鹿野(文)委員…法案が提出されるのは、予算案が通ってからといわれていることから、これまでのスケジュールから予測すると、予算案が3月中に通る、それから出されるので、法案が審議されて7月11日に予定されている参議院選挙前に通常国会が終わるかどうかというところであるため、この問題に対しては、不確実性を残したままでの協定になると思う。このようなものについては、不確実性を伴ったものは絶対に協定できないのかという基本的な議論も起こってくるが、そういった問題がある中で合併を進めようとしているため、扱いとしては、結論は物理的に無理という観点で整理し、その方向で住民の理解を求めていってはどうか。また、3日前の新聞に「住民の立場に立った生活関連問題の協議はあまり進んでいない。特に合併後の中核となると予想される地域審議会の設置について、本格的な議論がない。」といった指摘があったことなどから、先延ばしという表現ではなく、現時点で徹底的に議論しているが、後は法案の流れを見ながら進めていかなければならない物理的な事情があるので、法案の流れを見据えながら順次進めていくという積極的な姿勢の提示を願いたいとの意見。

堀江委員長…事務局に今後の扱いについて意見を要請。

事務局 佐藤局長…建設計画のそれぞれの項目については、総論的に方向性を示す内容となっており、そのような事をご理解頂きたい。また、自治組織の問題については、各論まで見なければ、住民の方々も理解し難いと思う。具体的に付託された地域審議会を一度整理して頂き、自治組織について引き続き検討する方法もあることを理解頂きたいとの意見。

堀江委員長…地域審議会の設置の有無について、後に意見を頂くが、それに関連する地域自治組織の具体については、住民の重要な課題であるため、今後更に法制定を踏まえた検討を重ねなければならない。そのような事も含めた文言整理をしながら、自治組織の未記載部分については、次の小委員会までに文言を整理し提示したい。委員へ諮る。

委員…異議なし。

### (3) 地域審議会について

堀江委員長…地域審議会の設置の有無について、前段で各市町に発言頂いたところ、地域審議会という単独な形ではなく、地域自治組織の中に機能が織り込まれるような形のものにすれば、地域審議会は無くてもいいのではないかという意見が各市町からあったかと思うが、その事について委員に意見を要請。

門間委員…皆さんの意見の通り、設置すると予定される地域自治組織に、地域審議会の機能を移譲する事として、審議会は設置しないという事でよいとの意見。

堀江委員長…委員へ諮る。

委員…異議なし。



堀江委員長…地域審議会の設置については、自治組織の中に機能を働かせるという事で、地域審議会としての設置はしないという方向に決定する。

(4) 新市建設計画(財政計画の見直し)について

堀江委員長…事務局に説明を要請。

事務局 岡本次長…資料に基づき説明。新市建設計画第8章財政計画に係る合併特例債については、10月25日の小委員会において、財政指標などの資料を基に400億円とすることで確認されており、12月5日の協議会において、財政シミュレーションの考え方などについて協議頂いているところである。

資料のP7,8の財政シミュレーション一体性事業別(修正前)は、12月に協議頂いた財政シミュレーションから、現在確定している事項 議員数を68人から53人とした。一体性事業費を均等配分から実施年度とした。鹿島台町の災害復旧事業を計上した。などについて見直ししたものである。

また今後、国で示した平成16年度地方財政計画の考え方に基づき財政計画の見直しをしなければならないが、現時点の主な改正点を資料に基づき説明した。

今後の事務事業調整の歳入歳出に係る協定項目の確定に伴い、改めて財政計画を見直しし、協議頂くと説明した。

堀江委員長…財政計画の見直しについて委員へ諮る。

委員…異議なし。

(5) その他…次回の開催日程について

堀江委員長…次回の開催日程について事務局へ説明を要請。

事務局 千葉次長…第13回小委員会は、3月6日 土曜日 午後1時30分から古川合同庁舎大会議室で開催したいと提案。

堀江委員長…委員へ諮る。

委員…異議なし。

堀江委員長…次回の協議事項は、地域審議会の協定方針及び、新市建設計画の未記載部分「個性を磨く地域自治組織の創造」の文書表現と、それに係るソフト事業の検討を議題とする。以上で本日の協議事項を終了する。

4. その他…なし。

5. 閉会あいさつ…佐藤副委員長

6. 閉会…事務局 計画班 赤間主任